

産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会 第8回外国公務員贈賄に関するワーキンググループ 議事録

○猪俣知的財産政策室長　それでは、定刻となりましたので、開催させていただきたいと思えます。ただいまより産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会外国公務員贈賄に関するワーキンググループ第8回会合を開催いたします。

事務局を担当しております知的財産政策室長の猪俣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、全ての委員の皆様がTeamsによる参加となります。オブザーバーとして、外務省、法務省、警察庁の方に御出席いただいております。

議事の公開につきましては、本ワーキンググループでは、一般傍聴者及びプレスの方々はTeamsでの傍聴に限って可能としております。配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開という扱いとさせていただいておりますので、よろしくお願い致します。

なお、御発言いただく際は挙手ボタンを押していただきますか、チャット欄に発言希望の旨を御記入ください。こちらから指名しますので、マイク及びカメラをオンにいただき、御発言をお願いいたします。

それでは、これより先の議事進行は佐伯座長にお願いしたいと存じます。

○佐伯座長　おはようございます。本日もよろしくお願い致します。

それでは、まず事務局から本日の資料について確認をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長　皆様に送付した資料を確認させていただきます。

資料1、議事次第、資料2、委員名簿、資料3、外国公務員贈賄防止指針（改訂案）に対する御意見の概要及びそれに対する考え方（案）、資料4、外国公務員贈賄防止指針（案）（変更履歴有版）、参考資料1、外国公務員贈賄防止指針（案）（変更反映版）。

以上でございます。

○佐伯座長　ありがとうございます。

それでは、初めに事務局から本日の議題について御説明をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長　議事次第、資料1を御覧ください。本日は、2、外国公務員

贈賄防止指針（改訂案）に対する意見募集の結果について、3、外国公務員贈賄防止指針（改訂案）の修正について、に関して御審議をいただき、御意見を頂戴できればと考えております。

なお、本日、今井先生は御欠席ということでございます。

以上でございます。

○佐伯座長　ありがとうございます。

それでは、議題次第に沿って、議題に入っていきたいと思います。事務局から資料3、指針改訂案に対する御意見の概要及びそれに対する考え方（案）について、資料4、外国公務員贈賄防止指針（案）（変更履歴有版）についての御説明をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長　資料3と資料4を御覧いただきながら、主に資料3で御説明をさしあげたいと思います。

今回のパブリックコメントで幾つかのコメントをいただいたところでございます。この場をお借りしまして、改めて御礼を申し上げたいと思います。

まず、主な意見としては3つほどございましたので3つ、数字の番号に従いまして、御説明差し上げたいと思います。

まず1ページ目でございます。

P6、(2)外国公務員贈賄防止体制を構築・運用する必要性のところでございます。

御意見として、「贈収賄を強要する脅迫やハラスメント（つきまとい等）につきましても、防止体制の構築・運用の御検討をお願いします」ということでございます。

これについては、指針改訂案の25ページのほうですけれども、外国公務員からの贈賄要求には応じないことが原則である旨を追記しますとともに、脚注に、生命、身体に対する現実の侵害を避けるため、他に現実的に取り得る手段がないため、やむを得ず行う必要最低限の支払いについては緊急避難の要件を満たす可能性があり、その場合には違法性が阻却され、処罰されないと追記いたしました。

また、企業の基本方針を対外的に公表することで、外国政府の理解を求めることや外国公務員等に対する支払い行為を詳細に記録化していることを対外的に公表、周知することで、賄賂を要求する外国公務員等への牽制効果が期待されることも記載しておりますので御参照いただければと思っているところでございます。

また、贈賄要求を拒絶することが困難な場合の対応については、指針改訂案26ページに記載しておりますので御参照くださいと書かせていただいております。

続きまして、2、8ページのリスクベース・アプローチでございます。

ここについては、まず「企業が直面する贈賄リスクの全てに対し、一律の防止体制を構築・運用するのではなく、各事業部門、拠点における贈賄リスクの程度に応じた対策を講じることが効果的であるとされていますが、効果的であることが学術的に実証されているとは言えません。ゼロ・トレランス（想定されるあらゆるリスクを管理し、予防するための最善の努力を尽くすことを前提にして（所期の目標として）、リスクが顕在化した不正行為に対しては、例外なく厳密に対処すること）を重視する腐敗防止の立場からは、リスクベース・アプローチという用語を留保なしに用いることは誤解を招く可能性があり、低リスク部門、事業に対するトレランスを容認してしまうおそれがあります。むしろ個別具体的な管理、あるいは個別具体的なリスク・アプローチといった用語のほうが適切ではないでしょうか」といった御意見をいただいております。

これについては1ページに戻りまして、御意見を踏まえまして、企業が直面する贈賄リスクに対し、効率的かつ実行可能な防止体制を構築するためには各事業部門、拠点において一律の体制を構築・運用するのではなく、贈賄リスクの程度に応じた対策を講じるべきであると修正させていただきまして、脚注にも、贈賄リスクが低い事業部門、拠点において、贈賄行為が許容されることを意味するものではないと追記することで、記載の趣旨を明確化させていただきました。

続いて、2ページの24ページから26ページの4．有事における対応の在り方のところでございます。

「賄賂を実際に外国公務員等から要求された場合には、法令遵守を徹底するとともに自社（ひいては自社株主）への経済的損害を含めた悪影響を最低限に抑制するための行動を迅速に取る必要があるとされていますが、法令遵守という記述における法令がまずは現地法令（行為地法）であり、次に日本法（不正競争防止法）であることを明記する必要があると思われまます。現地法令としての各国刑事法の大半は（賄賂收受行為、賄賂合意行為だけでなく）賄賂要求行為を犯罪行為として規定していますので、現地公務員が賄賂を要求した時点で当該公務員に現地刑事法における収賄罪が成立（既遂）し得ること、賄賂を要求された側の企業（日本企業）がそれに応じる（すなわち犯罪行為に加担する）ことを許容する余地はないと解するべきですので、法令遵守を徹底するという表現ではなく、端的に要求に応じない必要があることを明記すべきだと思われまます。」

この点につきましては、まず要求に応じない点を明記すべきというところにつきまして

は、4 ページの右側に書いております指針改訂案におきまして、外国公務員からの贈賄要求には応じないことが原則である旨を追記したところでございます。

また、現地法令と日本法ということをつきましては、有事の対応として、国内外の法令の遵守を徹底すること、特に現地法において自国公務員による贈賄の要求行為を違法としている国においては、現地法令に基づく被害の申告などを検討することというものを追記させていただいているところでございます。

もう一つの意見として、3 ページ目でございます。「他方で、賄賂要求に応じないことはしばしば当該企業に経済的損害を含めた悪影響を及ぼすことが多く（MHP S 事件における仮橋設置使用許可処分の遅延に伴って想定された工事遅延損害金のおそれなど）、日本企業が二律背反（ジレンマ）に直面する実例が多いところ、有事対応体制（P.25）における現場における一時的な対応方法に関わる記述をさらに具体化させるとともに、現場、本社が一体となった中長期的対応方法（代替的対抗手段等）を教示する必要があると思われれます。」

「この点について、26 ページ、5. その他における公務員の明示、または黙示の賄賂要求を停止するよう、現地政府に要求することも考えられるという記述は不十分であると考えられ、日本企業は賄賂要求の停止を要求するだけでなく、現地法令に違背する犯罪行為（賄賂要求行為）の被害を申告し、しかるべき刑事手続を行うように現地法令手続等に基づいて申し立てることが端的に必要なと考えられます。」

これにつきましては2 ページ目に戻りますけれども、現場における一時的な対応方法、現場、本社が一体となった中長期的対応方法の記載については御意見を踏まえ、引き続き検討させていただきたいと考えてございます。

続いて、4 ページ目でございます。44 ページ、海外子会社従業員と国内本社従業員との間に共謀が存在し、共謀共同正犯が成立する場合でございます。

「共謀共同正犯の成立に関わる記述において、MHP S 事件最高裁判決及び当該最高裁判決が是認した第1 審判決の論旨に言及する必要性は極めて高いと思われれます。この点は6 ページ、(2)外国公務員贈賄防止体制を構築・運用する必要性でも同様だと思われれます」とのことでございます。

これにつきましては、御指摘の記載箇所、44 ページについては、海外子会社従業員と国内本社従業員との共謀関係の存在を前提とする記載でありますところ、御指摘いただいたものについては、国内企業の役職員3 名が共謀の上、外国公務員に金銭を供与した事案で

ありますため、44ページではなく、指針改訂案の48ページ、4. 外国公務員贈賄罪の適用事例(5)の脚注において、御指摘の第1審判決及び最高裁判決を記載するよう修正させていただきます。

最後に3. でございます。15ページ、スモール・ファシリテーション・ペイメントの取扱いについてでございます。

「スモール・ファシリテーション・ペイメントにおける少額の定義が曖昧である。空港における入国書類の不備に目をつぶるため、優先レーンでの手続のための賄賂、税関での書類不備に目をつぶるための賄賂、こういった行為について、裁判所がどのように判断したのかの判例があれば、それをもって一律禁止するなどすべきではないか」でございます。

これについては右側でございます。当省で把握している限りでは、スモール・ファシリテーション・ペイメントに関して参考になるような判例、裁判例はなく、現時点で本指針に記載することはできませんが、今後の判例、裁判例を注視しながら、記載内容について引き続き検討させていただきたいと考えております。

最後に29ページ、「何人も」についてでございます。

「さらに外国人については、日本国内に主たる事務所を有する法人の従業者であって、当該法人の業務に関して、日本国外で当該行為を行った場合については、本法の適用を受けるについては、法人の従業者の記載を法人の代理人、使用人、その他の従業者としたほうがいいのではない」かということでございます。

これについては、御意見を踏まえまして、法人の従業者との記載を第21条第11項の記載に即しまして、法人の代表者、代理人、使用人、その他の従業者と修正したところでございます。

以上のような形で資料を修正させていただいたものが資料4でございます。資料の詳細は割愛させていただきますけれども、今までの修正をさせていただいたところについては赤字などで書いてありますが、今回のパブリックコメントで修正をしたところは黄色ハイライトをさせていただいております。例えばでございますが、口頭で申し上げますが、8ページですとか25ページ、そして29ページ、48ページの先ほどの資料3で御説明したようなところを踏まえまして、追記などをさせていただいたものでございます。

こうした修正を踏まえまして、よろしければ、今回のワーキンググループでの御審議を踏まえて、これで外国公務員贈賄防止指針をセットさせていただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○佐伯座長 どうもありがとうございました。事務局より、パブリックコメントで寄せられた御意見とそれに対する考え方について及び指針改訂案の修正について御説明をいただいた次第です。

ここまでの御説明に基づきまして、ここで自由討議の時間を取りたいと思います。御質問、御意見がございましたら御発言をお願いいたします。

なお、御発言の際はTeamsの挙手機能、またはチャット機能でお知らせいただくようお願いいたします。どなたからでも結構ですので、御意見、御質問、よろしく申し上げます。いかがでしょうか。事前にお目通しいただいているように伺っておりますけれども、和田委員、お願いいたします。

○和田委員 すみません。和田です。どなた様からも発言がないようでしたので、一言コメントを申し上げます。

異論ということではなく、御説明いただいたことについて理解いたしました。会員企業の皆様からも特段御異論は承っておりませんし、既に指針案の段階で会員企業をはじめとする経済界の皆様からの御意見も反映していただいていると思いますので、私としては異論ございません。これからも指針を頼りに、皆さん事業活動を進めておられると思いますので、今後、また状況の変化ですとか、いろいろな事案が発生した場合など、うまく取り入れていただいて、引き続き分かりやすい指針を御提示いただくようお願いできればと思います。今回については異論ございません。取りまとめ、どうもありがとうございました。

○佐伯座長 ありがとうございます。梅津委員、お願いいたします。

○梅津委員 ありがとうございます。私も事前に頂いておりまして、拝読をさせていただいておりまして、現段階で何か追加、このタイミングにおいて何か追加をさせていただくコメントはないと考えております。

あと、パブリックコメントのそれぞれのコメントにも非常に御丁寧に対応されて反映されているということで、そこもしっかり取り組んでおられるということも素晴らしいことだと思っております。

先ほど和田委員のほうからもありましたけれども、やはりこの指針、実務においてはかなり使われている、担当者がまず御覧になる書類の1つであるということで、困ったときにもここに戻りますし、体制を構築するときにもここへ戻っているということになりますので、今後、法律自体の改正が施行されていくということになりますけれども、ぜひこの

指針の改訂のところについてもまた経産省様からも周知活動、それから、もちろん実務家である私自身も周知をしていく必要があると思っておりますけれども、周知活動をしていただいて、どういう趣旨で改訂されたのかといった辺りもぜひ浸透していけるといいのではないかと思います。改めまして御尽力に感謝申し上げます。

○佐伯座長　　どうもありがとうございます。それでは、五味委員、お願いいたします。

○五味委員　　取りまとめ、ありがとうございます。この指針の改訂案に対する御意見に対して考え方を示していただきました。これについて、特に異論はございません。

いただいた御意見には非常に鋭い指摘も含まれています。この指針に対する関心は非常に高いですし、今後さらに事例が積み重なっていくと思いますので、それを指針に反映していただくと、これをよすがにしている企業にとって、さらに有用なものになっていくと考えております。どうもありがとうございます。

以上です。

○佐伯座長　　ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。――特に御異論はないということよろしいでしょうか。

それでは、指針改訂案に対する御意見の概要及びそれに対する考え方（案）と指針改訂案につきましては、委員の皆様、御賛成とのことですので、今後、事務局と相談いたしまして、必要に応じた修正をした上で、最終版として取りまとめさせていただければと存じます。

資料の必要な修正につきましては、座長であります私に御一任いただければと存じますが、御異議はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。そうしましたら、ここからの修正は事務局と相談いたしまして、私のほうでまとめさせていただきます。

今日予定しました議事は以上となります。

それでは、最後に事務局から連絡等をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長　　ありがとうございました。本日は指針改訂案の取りまとめの会ということでございますので、ここで担当審議官の井上より一言御挨拶させていただきます。

○井上審議官　　経済産業省大臣官房審議官の井上でございます。昨年10月から全3回開催となりました本ワーキンググループにおきまして、外国公務員贈賄防止指針の改訂に向

けて、委員の皆様には活発な御議論をいただきましたこと、改めて御礼を申し上げます。

また、パブリックコメントや委員の皆様のお意見を踏まえた修正を反映しまして、佐伯座長の御了解を得られましたら、令和6年改訂版として、この指針、公表させていただく予定でございます。

本日も委員の皆様からの御意見として、周知の重要性についての御指摘もあったかと思っております。改正法が昨年6月に成立した後、経済産業省といたしましては、改正事項の周知に努めてきているところでございますけれども、今後は取りまとめたいただきました改訂版の外国公務員贈賄防止指針も活用して、企業における贈賄防止体制の強化に関する周知啓発活動に一層注力していきたいと考えております。

また、OECDの贈賄作業部会でございますけれども、これは外国公務員贈賄防止条約の履行状況を審査する部会でございますが、昨年の12月に開催されまして、その部会の中で、日本の不正競争防止法の改正を高く評価する一方、法定刑等につきまして、さらなる改正の必要性を継続的に検討することを日本にこの部会が求めてきているというようなところでございます。

経済産業省といたしましても、国内外の事案の発生状況等を注視しながら、外国公務員贈賄罪に関する制度の課題につきまして、引き続き検討していきたいと考えております。

委員の皆様には引き続き定期的な御審議をお願いさせていただくことになるかなと思っておりますので、今後とも御指導のほどお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○猪俣知的財産政策室長　最後に事務局より御連絡いたします。

本日の御議論を踏まえまして、佐伯座長の御了解を得ました後に、指針改訂案に対する主な御意見及びそれに対する考え方を公表するとともに、指針改訂案につきましても修正を反映しました後、外国公務員贈賄防止指針、令和6年改訂版として、2月中の公表を予定しております。

また、今後の本ワーキンググループに関しましては、井上からの挨拶にありましたとおり、定期的に開催したいと考えており、本年、2024年は秋頃の開催を予定しております。外国公務員贈賄罪に関する制度課題について、本ワーキンググループでの継続的な御審議をお願いできますと幸いです。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○佐伯座長　委員の皆様には会議の円滑な進行に御協力いただき、また、貴重な御意見

をお寄せいただきまして、ありがとうございました。心よりお礼を申し上げます。

また、事務局の皆様にも的確な取りまとめをしていただき、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第8回外国公務員贈賄に関するワーキンググループを閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

——了——